

平成30年度上半期における個別指導・新規指定個別指導の主な指摘事項について



常任理事 平安 明

平成30年度上半期に実施されました個別指導・新規指定個別指導における主な指摘事項について、九州厚生局沖縄事務所にて下記のとおり纏められましたのでお知らせいたします。

毎回、同じような事項が指摘されていますので、ご確認いただき、日常診療にお役立ていただければ幸いです。

I 診療に係る事項

1 診療録等

(1) 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと（特に、症状、所見、治療計画等について記載内容の充実を図ること）。

① 診療録について

医師による日々の診療内容の記載が乏しい。

(2) 紙媒体の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 記載内容が判読できない。
- ② 欄外に記載している。

2 傷病名

(1) 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。傷病名は診療録への必要記載事項であるので、正確に記載すること。

- ① 医学的に妥当とは考えられない傷病名
(例：CA19-9 高値の疑い、CEA 高値)
- ② 実際には「疑い」の傷病名であるにもかかわらず、確定傷病名として記載しているもの
- ③ 左右の別の記載がない傷病名

(2) 傷病名を適切に整理していない例が認められた。傷病名には正しい転帰を付して、適宜整理すること。

- ① 整理されていないために傷病名数が多数となっている。
- ② 傷病名の整理が不適切な例
転帰の誤り（例：中止にすべきものを死亡とした。）

(3) 診療報酬明細書の傷病名に肥満症があるが、BMI 値の記載がされていない。

3 基本診療料

初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

加算等

休日加算について、受診日が該当しない。

4 医学管理等

(1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
主病を明確にせず算定されている。

(2) 特定疾患治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 特定薬剤治療管理料

- ア 薬剤の血中濃度、治療計画の要点について、診療録への記載がない。
- イ 治療計画の要点について、診療録への記載が不十分である。
- ウ 抗てんかん剤又は免疫抑制剤の投与を行っている患者以外の患者について、4月日以降も所定点数で算定している（減算していない）。

②てんかん指導料

診療計画及び診療内容の要点について診療録への記載が不十分である。

(3) 診療情報提供料 (I) について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①紹介先の機関名を特定していない文書で算定している。
- ②項目欄 (傷病名) への記載がない。
- ③他の医療機関から診療情報の提供を依頼され、それに回答したものについて算定している。

5 検査・画像診断・病理診断

(1) 検査について、次の不適切な実施例が認められたので改めること。

未実施の検査

検体検査 (尿・糞便、血液等)
ヘモグロビン A1c

(2) 病理診断について、次の不適切な実施例が認められたので改めること。

不適切に実施した病理診断

- ア 病理組織標本作製
実施が確認できない。
- イ 病理判断料
 - ・診療録に病理学的検査の結果に基づく病理判断の要点の記載がない。
 - ・実施が確認できない。

6 投薬・注射、薬剤料等

投薬・注射、薬剤料等について、以下の不適切な例が認められた。

処方せん料 特定疾患処方管理加算

算定対象の疾患が主病でない患者について算定している。

7 精神科専門療法

(1) 通院・在宅精神療法について、次の不適切な例が認められたので改めること。

診療の要点の診療録への記載が不十分である。

(2) 入院精神療法 (I) について、次の不適切な例が認められたので改めること。
診療録への当該療法に要した時間の記載が画一的である。

(3) 精神科専門療法について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①精神科作業療法について、当該診療に要した時間の診療録への記載が画一的である。
- ②抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料) について、治療計画及び指導内容の要点の診療録への記載が不十分である。
- ③精神科デイ・ナイト・ケア、精神科デイ・ケア
 - ア 週4日以上算定できる場合に該当しないにもかかわらず、算定している。
 - イ 当該診療に要した時間の診療録への記載が画一的である。
 - ウ 診療の要点の診療録への記載が不十分である。

8 処置

処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

白内障手術時に、適応傷病名がなく酸素を使用している。

9 手術

手術料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

本来算定すべき術式と異なる術式で算定している。

II 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

1 診療録等

(1) 診療録等の取扱いについて、次のような不適切な事項が認められたので改めること。
分冊した一部の診療録について、以前の分の保存が確認できない。

(2) 電子的に保存している記録の管理・運用について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない。

- ア システム操作業務日誌を備えていない。
- イ 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。
- ウ パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的（2か月以内）に変更すること。
- エ 修正履歴が表示されない。
- オ 組織的安全管理対策に係る運用管理規程の内容が不十分である（監査に関する記載がない）。
- カ 端末から離席する際、他の者による入力ができないよう、クリアスクリーン等による防止策が講じられているが不十分である。
- キ 個人情報保護規程が策定されていない。
- ク マニュアル等の文書の管理に係る運用管理規程の内容（リスクに関する予防、発生時の対応の方法）が不十分である。

2 基本診療料

初・再診料について、次の不適切な算定例が認められたので改めること。

再診料について理解が誤っている。

初診又は再診に附随する一連の行為で来院したものについて再診料及び外来管理加算を算定している。

3 医学管理・在宅医療

医学管理について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①診療情報提供料（Ⅰ）

同一の保険医療機関に対し、月2回以上算定している。

②診療情報提供料（Ⅱ）

診療情報提供料（Ⅰ）を算定すべきものについて算定している。

4 一部負担金

(1) 一部負担金の受領について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ①受領すべき者から減額した一部負担金を受領している。（例：従業員）

- ②未収の一部負担金に係る管理簿を作成していない。

- ③未収の一部負担金に係る納入督促を行っていない。

(2) 領収証等の交付について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

一部負担金等の支払いがない患者（当該患者の療養に要する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く）に対し、明細書を無償で発行していない。

5 保険外負担等

保険外負担等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

文書料（診断書等）の実費徴収に当たって、患者、家族に十分な説明を行い、同意を得ていない（徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書による同意確認を行っていない）。

6 掲示・届出事項等

(1) 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ①施設基準に関する事項を掲示していない。

- ②保険外負担に関する事項を掲示していない。（例：診断書等の文書料、診療録等の開示手数料等）。

- ③明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。

- ④明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者（当該患者の療養に要する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く）に関する記載がない。若しくは、平成30年度改定以前の内容で記載されている。

(2) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに九州厚生局沖縄事務所に届け出ること。

- ①管理者の変更

- ②診療日、診療時間、診療科名の変更

- ③保険医の異動（非常勤）